

務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。				
ロ	暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。			
ハ	役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。			
ニ	役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。			
ホ	役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。			
ヘ	下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。			
ト	受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。			

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かった。

下請けに附した工事種別又は範囲	当初/追加	下請業者	下請区分 第1 第2 下請等の区分
舗装切断工事	当初	DK 社	1次
舗装本復旧工事	当初	NP 社	1次
舗装本復旧工事(舗装工事・付帯工事)	当初	IB 社	2次
舗装本復旧工事(区画線設置工事)	当初	KK 社	2次
不斷水連絡・仮設不斷水止水栓設置工事	追加	KK 社	1次

出典：施工体系図、下請業者選定通知書、下請業者変更届

千葉水道事務所では、契約書において、受注者に対して、発注者の催告による解除権として次のとおり規定しているため、誓約書等の入手は不要だという判断であった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点において千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対する直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考える。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

千葉水道事務所では、本工事を実施するにあたり、本工事に係る設計業務を外注業者に委託している。設計業務に係る委託の概要は次のとおりである。

【設計業務に係る委託の概要】

年度	令和3年度
工事番号	3408333045-01 水千設3第3045号
工事名	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託
工事場所	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外3箇所
着手年月日	令和3年9月11日
竣工年月日	令和4年3月7日
供用開始予定年月日	令和5年3月31日
請負金額	8,400,000円

出典：固定資産振替内訳書

設計業務委託においては、千葉水道事務所と受注者が土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「設計等業務委託契約書」という。）を締結する。本工事における設計等業務委託契約書を閲覧した際に、本工事のほか、3箇所の工事を合わせて設計業務委託契約を締結していた。

千葉水道事務所は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、工事精算書を発行する。その後、千葉県企業局財務規程（以下、本項において、「財務規程」という。）第118条に則り、工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書を添えて企業局経理課に送付する。企業局経理課では、振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理している。

財務規程第118条は次のとおりである。

(建設工事の振替)

第一百八十二条 課長及び所長は、水道事業にあっては、前条の工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書（別記第八十六号様式の三）を添えて経理課長に送付しなければならない。

2 所長は、受託による補助管工事が完成した場合は、速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、経理課長に送付しなければならない。

3 経理課長は、前各項の振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

建設工事に係る設計業務委託契約においては、設計業務委託が完了した際に、財務規程第118条に則り固定資産台帳に記帳整理するのではなく、設計業務委託に対応する建設工事が完了した時に固定資産台帳に記帳整理する。

具体的には、設計業務委託契約における業務が完了した際には、設計業務委託の委託金額を財務規程第119条に基づき建設仮勘定に計上する。その後、財務規程第119条第2項に基づき、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えている。

財務規程第119条は次のとおりである。

(建設仮勘定)

第一百九十条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならず、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあっては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。

3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に

記帳整理しなければならない。

- 4 建設事務費その他の経費の配賦については、関連する工事費総額に対する各工事費の割合をもつてするものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

千葉水道事務所は、経理課の要請により、固定資産勘定に振り替える際、工事の完成を判断する材料のうちの一つとして、振替調書兼振替伝票のほか、固定資産供用開始登録票を提出している。固定資産供用開始登録票には、完成した工事情報のほか、関連工事の番号及び関連工事名を記載している。

【固定資産供用開始登録票】

固定資産供用開始登録票
T 5 8 1 1 1
発行No. 83-00276
作成日 令和 5年 3月24日
1 頁

処理年度 04 処理月 3
本体工事番号 3401443065 水千4第3065号
本体工事名称 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事
工事場所 千葉市美浜区豊砂5番地先
報告課所 34 千葉水道事務所
事業業所 255 給水課
事業区分 000 大規模工事以外
建設利息額 0 円
建設利息配賦対象区分 0 対象外
供用開始年月日 令和 5年 3月24日

関連工事番号	関連工事名
3408333045 水千設3第3045号	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務

出典：監査人撮影

本工事における供用開始登録票を閲覧した際に、千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託が複数工事に係る設計工事であるものの、本工事に紐づけられており、本工事の完成日と同日の令和5年3月24日が供用開始年月日となっていたことが分かった。

この点、千葉水道事務所に質問したところ、複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成する

までにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考える。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考える。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

③ 設計業務の工事延期伺の後閲処理について（意見）

【現状・問題点】

千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事においては、本工事の工事前に設計業務を外注業者に委託している。当設計業務委託の明細は前項②に記載のとおりである。

当設計業務委託は、令和4年2月に当工事に関する設計業務委託が完了する予定であったが、維持管理面から占用位置を現状の歩道内とする場合に他企業管と近接することとなり、各企業者への確認及び近接協議に想定以上の時間を要した結果、工期内完成が困難になったことを受けて、令和4年3月に履行期限を延長している。

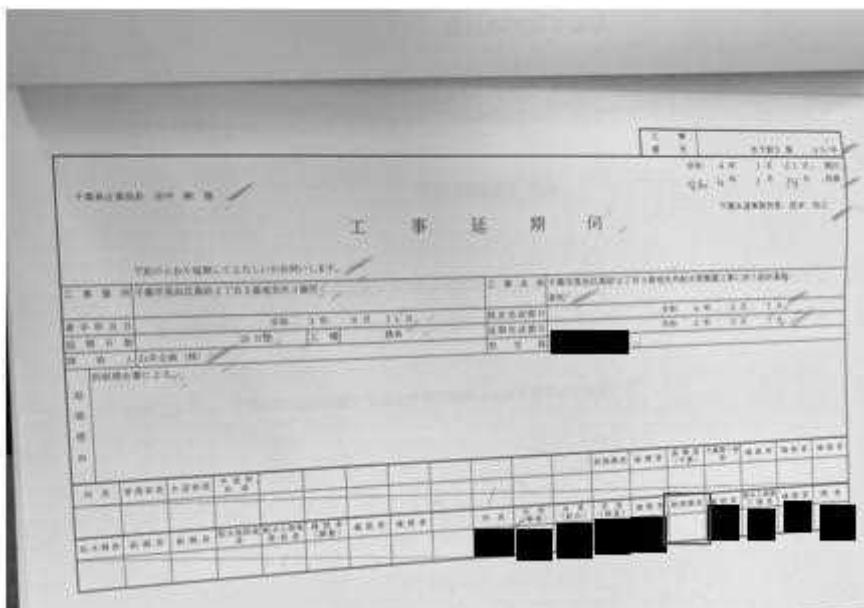
当設計業務委託の履行期限を延長するにあたり、千葉水道事務所は、企・契約事務取扱要綱第15条に基づき事務手続を行っている。具体的には次のとおりの規定により事務手続きを実施した。

（工期の延長等の変更）

第15条 主務課長又は所長は、やむを得ない事情により、工期の延長等の変更をしようとするときは、あらかじめ工事延期伺（別記第4号様式）又は工事設計変更施行伺（別記第5号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

出典：企・契約事務取扱要綱

この点、工事の延期伺いを閲覧した際に、工事延期伺において、総務課長の押印が漏れていた。



出典：監査人撮影

書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものと考える。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

工事延期伺においては、担当者の後閲となっているものがあった際には、決裁後であったとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、担当者の押印が無いか等、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針(平成28年3月策定、令和3年3月改訂)」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

県営水道の管路施設については、総延長9,179km(令和元年度末)のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。

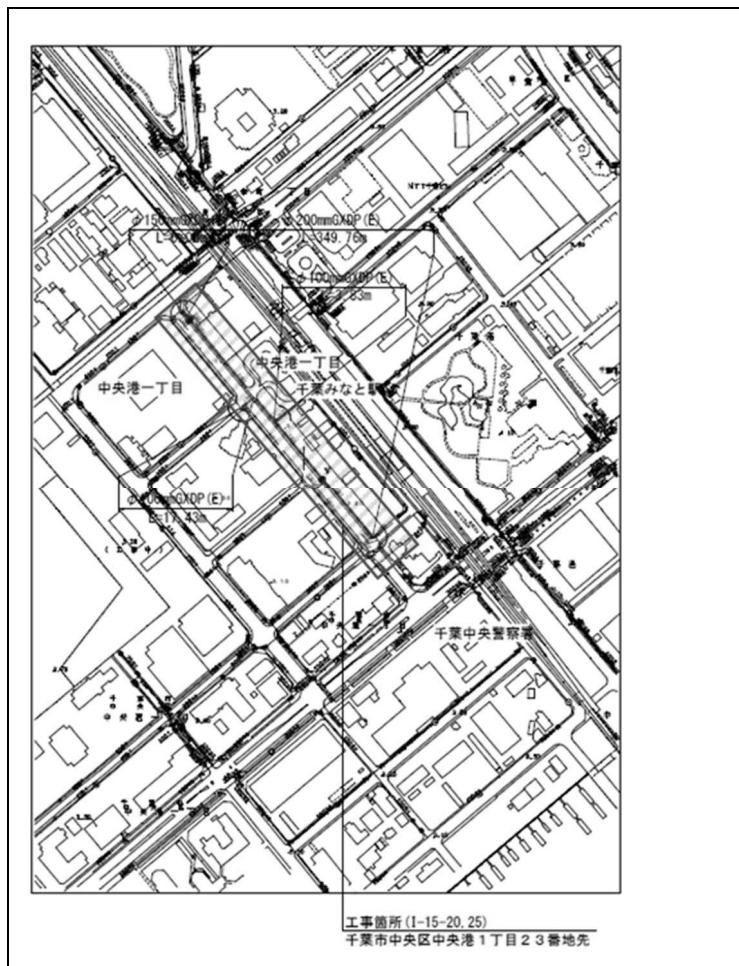
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事(以下、本項目において「本工事」という。)を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

固定資産台帳には登録されていない。

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 87 百万円、請負金額 86 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：34-百万円（ただし、令和 5 年 6 月支払）
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 5 年 3 月 1 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 12 月 23 日（契約時の予定）
- ⑨ 令和 5 年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 34 百万円（ただし、令和 5 年 6 月支払）

⑯ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	86,020	86,020
計	86,020	86,020

(2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができると定めている。

建設工事請負契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第 47 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13)受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

この点、下請業者選定通知書及びこれらに関する書類を閲覧した際に、令和4年度において、元請業者が下請業者と締結した契約は無かったが、特段、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書等を入手していなかった。なお、本工事における令和5年12月4日時点における下請業者は次のとおりである。

下請けに附した工事種別又は範囲	当初/追加	下請業者	下請区分		
			第1	第2	下請等
舗装切断工事	当初	CM社	1次		
交通警備	追加	GK社	1次		
舗装工事	追加	JK社	1次		
植栽復旧	追加	TK社	1次		
平板ブロック舗装及び付帯設備工	追加	LS社	2次		
平板等復旧工事	追加	KK社	3次		
舗装版撤去工	追加	YK社	2次		
舗装工事及び付帯工事	追加	MG社	2次		
舗装敷均し工の一部	追加	UN社	2次		